

daily コラム

2012年7月11日(水)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

許認可・届出不要事業の落とし穴

許認可がいない？エステティック業

会社で行う事業の中には、許認可や届出を行うことが営業要件になっているものもあり、こうした許認可の取得は事業を開始する上では一つのハードルになります。これに対し、**エステティック業**は基本的に許認可や届出を必要とせず、一人での運営やマンションの一室を利用した小規模なサロンの開業ができることから、特に女性からの人気が高い業種の一つです。しかしこうした許認可が不要な事業であっても、競合他社との差別化や消費者の様々なニーズに応えるため施術メニューを増やすなどして、結果的に他の許認可事業に触れてしまわないよう注意が必要です。

エステと他の許認可事業の狭間

①理容業・美容業

近年の厚生労働省の見解によれば、**美顔施術**について「当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たって公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる」としています。エステと理美容業の関係については以前から疑義が唱えられていますが、この見解によれば**フェイシャルエステ**との

境界が気になる場所であり、コンプライアンスを求められる大手サロンでは理美容師資格の取得をすすめているのが現状です。

②公衆浴場営業

公衆浴場を設置・営業するには都道府県知事による許可が必要です。公衆浴場にはいわゆる「銭湯」だけでなく健康や美容の増進を目的としたサウナ等も含まれ、エステサロンで熱気や熱砂、熱線、泥風呂を使ったサービスを行う場合にはこの営業許可を受けなければなりません。

意外なところに落とし穴が

営業に十分な注意を払い問題なく運営が行われており、自分たちでは許認可の必要がない事業と認識していても、思わぬところで損害を被る可能性もあります。たとえば融資を申し込む際、事業内容と事業計画の提示は必須です。このとき客観的に他の許認可事業と抵触していると認められてしまった場合、適正な運営を行っていないとされ融資が下りないこともあります。エステティック業以外にも、現段階では特別なルールや法規制の対象とならない業種は無数に存在しますが、既存の他制度や法との抵触性はサービスを多様化、創設させる上で非常に悩ましい問題です。

隣接する類似業種との境界線が悩みどころです。



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

理容師法及び美容師法の解釈について(回答)

(厚生労働省・平成19年10月02日 健衛発第1002001号より抜粋)

美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たって公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。

【照会内容】理容師法に基づく理容の業及び美容師法に基づく美容の業における美顔施術の内容やエステティック業との関係については、かねて、地方自治体からの疑義照会に対する回答の形で見解が示されているところであります。

他方、昨今のエステティック業の実情を踏まえると、フェイシャルエステと呼称するいわゆる美顔施術等に関し、理容師法に基づく理容の業及び美容師法に基づく美容の業との関係があいまいになっているようにも見受けられます。つきましては、理容師法及び美容師法を遵守する立場として、理容師法に基づく理容の業及び美容師法に基づく美容の業における美顔施術の内容やエステティック業との関係について、現時点における解釈を文書によりご教示願いたい。

<http://homepage3.nifty.com/medix/law/20tuuchi.html>

公衆浴場法

第1条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなら

い。

第8条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

一 第2条第1項の規定に違反した者

その他エステサロンにおけるサービスの注意点

本文で紹介したサービスの他、多くのエステサロンで取り扱っているリラクゼーションについても注意が必要です。リラクゼーションはマッサージと混同されがちですが、前者はあくまで癒しを目的としたものであり、疲労回復等「治療」を目的としたマッサージとは別の行為です。「マッサージ」を行うには按摩マッサージ指圧師の資格が必要です。

【参考】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第12条 何人も、第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法の定めるところによる

第13条の7 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第1条の規定に違反して、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とした者